

令和2年度予算編成方針

I 基本方針

令和2年度は、残り2年となる第3期中期目標期間の5年目に当たることから、より一層の機能強化等を通じて、自らが設定した中期目標・計画を確実に達成・実現するとともに、次期中期目標期間を見据えた改革を着実に実行する必要がある。

また、国立大学法人間の相対評価等に基づく運営費交付金の重点支援の拡大や消費税増税の影響等により、本学の財政状況を取り巻く環境は、これまで以上に厳しいものとなることが想定される。

このことから、学長のリーダーシップの下、UECビジョンや中期目標・計画の達成・実現等に向けて、効率化を図りつつ本学の強み・特色を形成・伸長する分野への重点配分を行い更なる機能強化を推進するとともに、社会的要請を踏まえ新しい時代における国立大学の機能と役割を果たすため、基盤経費を確保しつつ戦略的な予算配分を行う。

II 令和2年度収入予算

1. 運営費交付金

令和2年度政府予算のうち、本学配分額を計上する。

2. 自己収入

(1) 学生納付金

授業料収入、入学料収入、検定料収入について、過去の実績等に基づく収入見込額を計上する。

(2) その他の収入

職員宿舍貸付料、寄宿舎料、学校財産貸付料、刊行物等売払代、不用物品売払代、大学入試センター試験実施経費、学位論文審査手数料、雑入について、過去の実績等に基づく収入見込額を計上する。

3. 間接経費等収入

外部資金を受け入れた場合の間接経費等の比率は、別に定める「間接経費等の活用方針」のとおりとする。なお、間接経費等収入予算額としては、過去の実績等に基づく収入見込額を計上する。

III 令和2年度支出予算

1. 人件費

人件費については、「人事計画策定指針」に基づき、所要見込額を計上する。

また、人事院勧告等の影響額については、過去の実績等に基づく所要見込額を計上

する。

2. 物件費

(1) 教育研究基盤経費

学生の教育に必要な教育基盤経費については、安定的に配分する。

研究基盤経費については、研究活動の活性化や研究大学としての使命を果たすために必要不可欠であることから安定的に配分する。

a 教育基盤経費

学域学生、大学院博士前期課程学生については定員、大学院博士後期課程学生については現員をベースとして下記単価により積算する。

なお、長期履修制度の適用を受ける大学院博士後期課程学生については、在籍予定期間に対する正規の在学期間の割合に応じて下記の単価を減額する。

(短期留学プログラムについても、上記に準じて積算する。)

学域学生に係る分は情報理工学域へ、大学院学生に係る分は情報理工学研究科へ配分する。

(配分単価：一人当たり)

○学域学生 (1・2年次) 23,300円

(3・4年次) 32,100円

○大学院博士前期課程 110,900円

○大学院博士後期課程 360,000円

(ただし、修業年限が4年を超えた大学院博士後期課程の学生(長期履修制度の適用を受ける者を除く)に係る分は積算しない。)

b 研究基盤経費

① 組織等運営基礎経費

研究基盤経費の総額のうち、1/3を各部局等ごとの現員数に基づき配分する。

- ・情報理工学域と情報理工学研究科は区分して配分するが、重複する教員分の単価については1/2の額とする。
- ・客員教員(平成15年度まで文部科学省で予算積算されていた客員教授・准教授をいう。以下同じ。)は1/2の額とする。
- ・年度途中採用者にあつては、日割り計算で算出する。

② 教員研究室運営基礎経費

各教員が研究室を運営していくための基本的な経費として、一人当たり300千円を現員数に基づき配分する。

- ・客員教員は1/2の額とする。
- ・年度途中採用者にあつては、日割り計算で算出する。
- ・情報理工学域と情報理工学研究科は区分せず、情報理工学研究科の教員数に情報理工学域のみに所属する共通教育部の教員数を加えた教員数に基づき情報理工学研究科へ配分する。
- ・各教員への配分の際は、職位(教授、准教授、講師、助教の別)による金

額の差は設けないこととする。

③ 組織等運営調整経費

研究基盤経費の総額のうち、「①組織等運営基礎経費」「②教員研究室運営基礎経費」に配分後の財源は、「③組織等運営調整経費」として、各部局等ごとの現員数に基づき配分する。

- ・情報理工学域と情報理工学研究科は区分して配分するが、重複する教員分の単価については1/2の額とする。
- ・客員教員は1/2の額とする。
- ・年度途中採用者にあつては、日割り計算で算出する。

なお、各部局等においては、本経費が研究基盤経費に位置づけられていることに鑑み、所属教員の研究成果や研究の進捗状況等を踏まえた、研究の効果的な実施や若手研究者の活躍の創出に繋がる効果的な予算配分に資するよう、例えば共同研究、奨学寄附金、受託研究等の受入状況等を踏まえた個人研究費の配分基準やその考え方を含め、本経費に係る配分・活用方針を明確に定め、周知すること。

(注1)年度途中採用者のための「留保分」として、①②③それぞれについて、一定額をあらかじめ計上する。

(注2)情報理工学域及び情報理工学研究科における部局内での予算配分に関しては、必要に応じて部局間の流用を妨げない。

(2) 学長裁量経費

学長裁量経費については、年度中に柔軟かつ機動的に使用する経費（学長戦略経費）と教育研究活動の活性化、業務運営の改善、機能強化の形成・拡大を図る取組など政策的に改革を進める経費（学長改革経費）に配分する。

なお、学長改革経費の配分に際しては、ヒアリングを実施する。

(3) 事業経費（事業運営費、特色ある教育研究推進経費）

事業経費の配分については、各取組の目的、内容、成果・実績等を踏まえ、真に必要なものを精査して配分することとし、機能強化の更なる加速に繋がる取組に対しては、機能強化経費から配分できるものとする。

また、特色ある教育研究推進経費（文部科学省等からの予算措置終了事業）については、これまでの実績、引き続き予算措置を必要とする理由、外部資金への申請状況、事業継続により見込まれる成果等を踏まえ、予算措置の可否や配分額を決定する。

なお、上記については、必要に応じてヒアリングを実施するほか、原則として自己収入の確保や独立採算による事業実施の転換に向けた明確なビジョンが掲げられている取組に対しては、優先的に配分を行うこととする。

(4) 一般管理費

一般管理費については、厳しい財政状況等を踏まえ、業務の見直し・効率化をより一層推進し、大学として必要な管理運営費（一般管理費）を配分する。

(5) 予備費

予備費については、不測の事態や収入不足に備え、一定額を配分する。

3. 機能強化経費

機能強化経費については、本学の強み・特色を最大限に活かし、機能強化の更なる加速を図る取組等に対して戦略的に配分する。

法人運営活性化支援分については、第3期中期目標期間における戦略の達成に向けた取組を加速化・活性化させるため、政府予算において機能強化促進分に位置付けられたことから、機能強化経費として戦略毎の取組に配分する。

4. 特殊要因経費

退職手当や年俸制導入促進費など、他の事業のために使用できない経費であり、配分された政府予算の内容、交付金額どおりに配分する。

5. 間接経費

間接経費については、収入予算額（過去の実績等に基づく収入見込額）と同額を計上し、別に定める「間接経費等の活用方針」に基づき配分する。